

被扶養者の認定基準

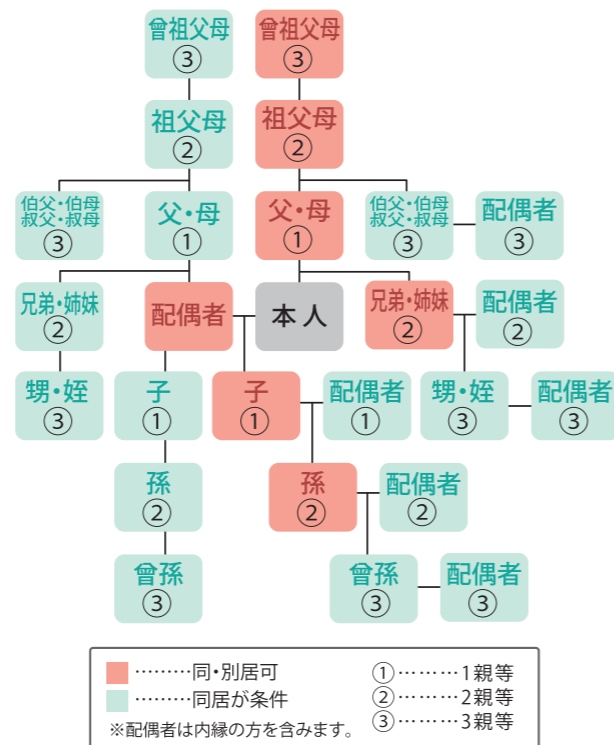
『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。
さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※同一世帯とは、「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、「住民票」を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として毎月仕送りを行っている必要があります。



認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

① 被扶養者の収入^{※1}

被扶養者の年齢など	月額(給与・年金など)	年間収入 ^{※1}
60歳未満の場合	108,334 円未満	130 万円未満
60歳以上の場合	150,000 円未満	180 万円未満
障害者の場合	150,000 円未満	180 万円未満

学生でもアルバイト等の収入が収入限度額を超過している場合は、被扶養者として認められません。被扶養者の削除手続きをお願いします。



② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年間収入が被保険者からの送金(仕送り)額 ^{※2} 未満であること

※1 収入とは、すべての収入です。給与収入・事業収入・その他、各種年金・利子・配当・不動産収入・雇用保険給付金などすべてを含みます。また、年間収入および月額ともに条件を満たしていることが必要です。

※2 送金(仕送り)事実の証明として「送金証明書」の提出が必要です。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

夫婦共同扶養(夫婦双方に収入がある)の場合、厚生労働省の通知により原則として「年間収入の多い方の被扶養者とする」とされています。

(R3.4.30通知 保保発0430第2号・保国発0430第1号)



上記の例の場合*の方の収入証明が必要となります。

「被扶養者状況確認」実施 ご協力をお願い

令和7年10月

被保険者・被扶養者の皆様へ

ライオン健康保険組合

「健康保険 被扶養者資格調査」について

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。
この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 調査対象者** 令和7年4月1日現在で16歳以上の方
令和7年4月1日以降に認定した方は、添付書類は不要です。
- 提出書類**
 - 「健康保険 被扶養者確認調書」(以下「確認調書」)
※必要事項の記入漏れがないかご確認ください。
 - 収入状況(扶養状況)等を確認できる「必要書類」
- 提出期限** 令和7年11月17日(月) 必着
- 注意事項**
 - 必要書類の取得費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。
 - ご提出いただいた書類の内容に応じ、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
 - ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。
 - 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方のみ別途ご連絡いたします。
 - ご提出いただいた書類は、当該の被扶養者資格調査および、給付業務に使用し、他の目的に使用することはありません。



ライオン健康保険組合

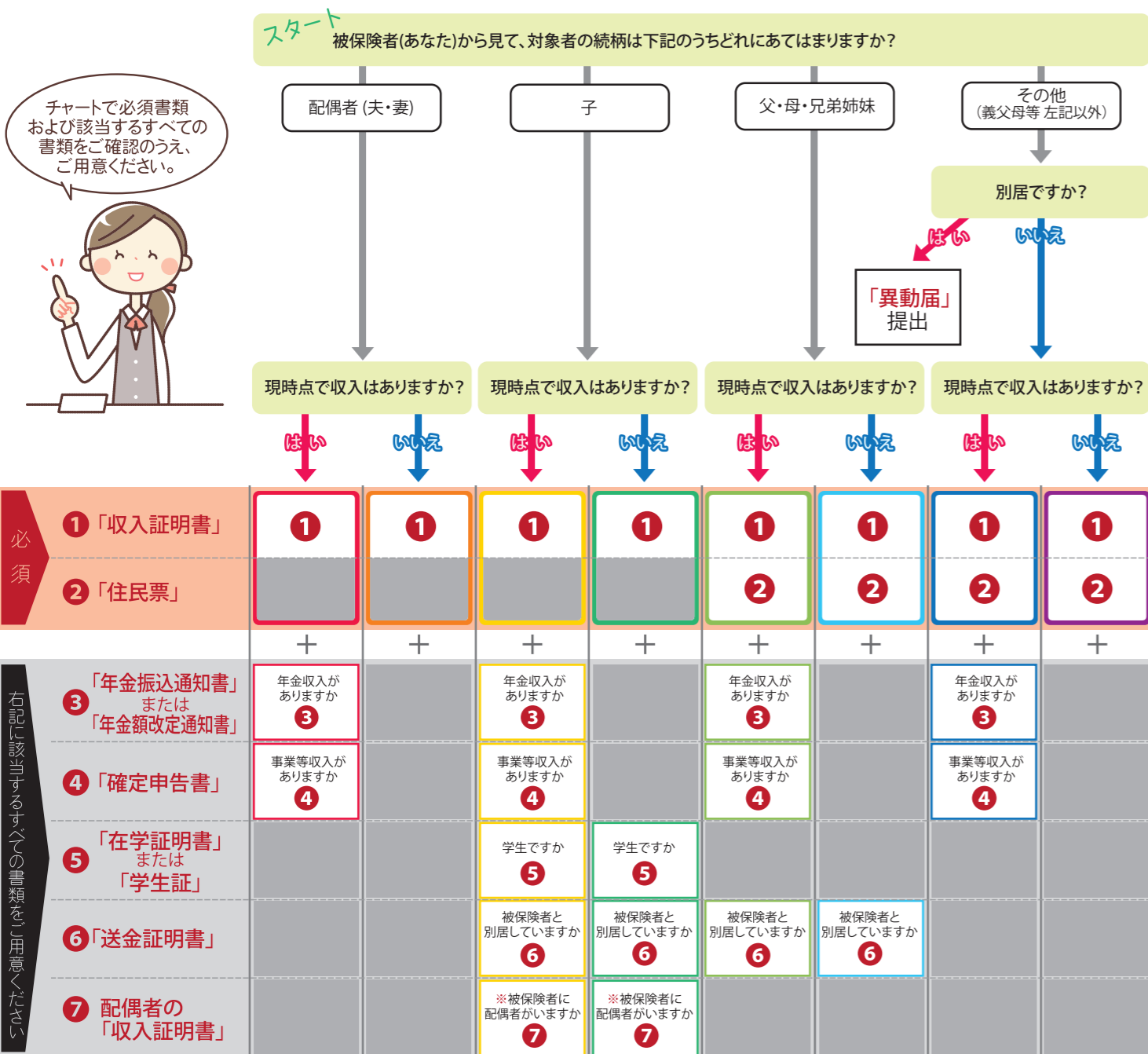
お問い合わせ先 TEL: 03-3739-9003

<https://www.lionkenpo.or.jp/>

個人情報の取り扱いにつきましては、当健康保険組合ホームページの「個人情報保護について」でご確認ください。

該当提出書類

被扶養者資格確認において、ご提出いただく必要書類については、下記チャートでご確認ください。



※ 配偶者がいる場合は⑦(配偶者が被扶養者の場合、1世帯1部で可)を、いない場合は②を提出。

当健康保険組合のHPでも、続柄ごとの必要書類がご確認いただけます。トップページにある「被扶養者状況確認チャート」のバナーをクリックいただき、ご活用ください。



<https://www.lionkenpo.or.jp/programs/chart>



No	必要書類名 / 目的	注意事項	取得先
1	令和7年度「所得証明書」[原本] または 「課税(非課税)証明書」[原本] 【目的】 収入金額および収入の種類を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月～12月の収入金額が記載されている証明書 「所得証明書」・「課税(非課税)証明書」など書類の名称は市区町村で異なります。 ※無職・無収入の方にも発行される書類になりますので、必ず提出。 ※「課税(非課税)証明書は収入金額の記載があるものを提出。 ※自治体によっては収入金額の表記にあたり、住民税の申告が必要。 ※給与収入のみの場合は「源泉徴収票」でも可。 	市区町村役場
2	「住民票」[原本] 【目的】 被保険者と被扶養者の同居・別居の状況を確認および優先扶養義務者の有無を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が記載されている「住民票」(世帯主・続柄が記載されているもの) ※1世帯につき1部。 令和7年6月1日以降に発行されたもの ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。 	市区町村役場
3	「年金振込通知書」または「年金額改定通知」[コピー] 【目的】 直近の年金支払額および年金の種類を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年に発行された年金額のお知らせハガキ ※厚生年金(老齢・障がい・遺族)、国民年金(老齢・障がい・遺族)、共済年金、企業年金、私的年金等受給しているすべてのものを提出。 ※金額・受給者氏名の記載があるすべての面が必要。 	発行元
4	令和6年分「確定申告書(控)」[コピー] 【目的】 収入金額・事業の種類および当健康保険組合が認める直接的必要経費の有無を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 税務署の受付印があるもの(電子申告の場合は、「送信票」も添付) 令和6年1月～12月の収入について税務署に提出したすべての書類 ※「第一表」および、「収支内訳書」または「青色申告決算書」のいずれかを必ず添付。 	税務署
5	「在学証明書」[原本] または「学生証」[コピー] 【目的】 「子」が学生であることを確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 学生であることの証明 ※「在学証明書」は高校、短大、大学、大学院、専門学校、予備校等・令和7年7月以降に取得したもの ※子の場合、「在学証明書」または「学生証」の提出があれば⑥の提出は不要。 	就学先
6	「送金証明書」[コピー] 【目的】 別居している被扶養者を送金(仕送り)によって生計維持関係が継続されているかを確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 直近1年分の生活援助を証明できるもの 誰から誰へ・いつ・いくら支払ったかが確認できるもの ※被保険者が単身赴任の場合、配偶者・子の送金証明書の提出は不要。 ※子が学生で⑤の提出があれば「送金証明書」の提出は不要。 <p><証明となる書類></p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行・郵便振込の「ご利用明細」、「振替払込金受領書」 ※振替先、お受取人印字のもの。 インターネット送金の「取引結果照会(詳細)」 「通帳」の表紙と審査対象月の金額記載ページ ※該当箇所にラインマーカーを引き、振込人・振込先・送金額が分かるようにして提出。(送金に係るもの以外は消していただいて結構です) 	銀行等
7	被保険者の配偶者の令和7年度「所得証明書」[原本] または 「課税(非課税)証明書」[原本] 【目的】 当健康保険組合の被扶養者として「子」が加入し、被扶養者となっていない「配偶者(妻または夫)」の有無および夫婦双方の収入を確認します。(夫婦共同扶養)	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月～12月の収入金額が記載されている証明書 「所得証明書」・「課税(非課税)証明書」等名称は市区町村で異なる ※配偶者がいない場合は、②の書類を提出。 	市区町村役場

※一度提出された書類の返却またはコピーの依頼は受けられません。

